

(別紙様式1)

## 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名： 東京都  
農業委員会名： 八王子市農業委員会

### I 農業委員会の状況(令和3年3月31日現在)

#### 1 農家・農地等の概要

農家数(戸)		農業者数(人)		経営数(経営)	
総農家数	1,197	農業就業者数	693	認定農業者	105
自給的農家数	805	女性	293	基本構想水準到達者	19
販売農家数	392	40代以下	96	認定新規就農者	3
主業農家数	125	※ 農林業センサスに基づいて記入。		農業参入法人	13
準主業農家数	81			集落営農経営	0
副業的農家数	186			特定農業団体	0
				集落営農組織	0

※ 農林業センサスに基づいて記入。

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畑	畑			計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	51	678				729
経営耕地面積	28	247	157	48	5	275
遊休農地面積	1.5	24.4				25.9
農地台帳面積	64.5	727.6				792.1

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

#### 2 農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会

任期满了年月日 R 4年 4月 12日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	14	14
認定農業者	—	8
認定農業者に準ずる者	—	0
女性	—	2
40代以下	—	1
中立委員	—	3

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	8	8	8

## II 担い手への農地の利用集積・集約化

### 1 現状及び課題

現 状 (令和3年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	732ha	127.37ha	17.40%
課 題	(1) 担い手等の集積意向の把握 (2) 八王子市農地バンク制度の更なる普及促進		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

### 2 令和3年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積 129.37ha (うち新規集積面積 2ha)
	目標設定の考え方: 利用権設定による集積1.7ha、農地法第3条等による権利移動0.3ha
活動計画	(1) 認定農業者が地域農業の中心的な役割を果たすことへの期待がますます高まっていることから、市や八王子市農業協同組合と連携して認定農業者制度の啓発及び掘り起こしを推進する。 (2) 市内農業者(農地所有者を含む)に対して農業・農地の諸制度や最新の情報等を提供する。 (3) 農業者の生の声を汲み上げるため、市や八王子市農業協同組合と連携して意見交換会を開催する。また、農業者の声を集約した上で、市に対して農業振興施策の充実に関する意見の提出を行う。 (4) 農地に関する情報を効率的に把握するため、農地台帳システムの活用を図る。

※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

## III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

### 1 現状及び課題

新規参入の状況	30年度新規参入者数	令和元年度新規参入者数	令和2年度新規参入者数
	5経営体	4経営体	3経営体
	30年度新規参入者が取得した農地面積	令和元年度新規参入者が取得した農地面積	令和2年度新規参入者が取得した農地面積
	1.24ha	1.32ha	1.82ha
課 題	(1) 新規就農希望者等に対する農業経営関連情報の提供 (2) 八王子市農地バンク制度の更なる普及促進		

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入者を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

### 2 令和3年度の目標及び活動計画

参入目標数	4経営体	参入目標面積	1ha
活動計画	(1) 新たに農業経営に踏み出そうとする者の農業に対する理解が進み参入意欲が増すよう、農業委員会だより・広報・ホームページ等を活用して、八王子農業の特長や農地制度に関する情報を積極的に発信する。 (2) 新規就農者への研修受け入れに前向きな農家に対して、東京都や東京都農業会議と連携して情報提供を行う。		

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

## IV 遊休農地に関する措置

### 1 現状及び課題

現 状 (令和3年3月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	757.94ha	25.94ha	3.42%
課 題	(1) 効率的な農地利用状況調査の実施 (2) 八王子市農地バンク制度の更なる普及促進		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

### 2 令和3年度の目標及び活動計画

目 標	遊休農地の解消面積 2ha			
	目標設定の考え方:農地中間管理機構や八王子市農地バンク制度を介した利用権設定による集積1.0ha、経営基盤強化促進法による利用権設定による集積0.9ha、特定貸付による農家直営農園の解説0.1ha			
活動計画	農地の利用状況調査	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
		29人	9月～10月	10月～11月
	調査方法	(1) 農地基本台帳システムや地図情報システムの活用により、農地利用状況調査の効率的な実施体制を確立し、調査の精度を高める。		
		(2) 農業委員・農地利用最適化推進委員・事務局職員が連携して、農地利用状況調査及び生産緑地管理状況調査を実施する。 【調査員数:29人(農業委員、農地利用最適化推進委員、事務局職員)、調査時期:9～10月、調査取りまとめ時期:10～11月】		
農地の利用意向調査	実施時期	調査結果取りまとめ時期		
	11月～12月	2月～3月		
その他	(1) 市や八王子市農業協同組合等の関係機関と連携を図り、八王子市農地バンク制度における登録農地の拡大及び借受希望者の登録促進に取り組む。特に、農地を登録する際には、農業委員会が現在の状況やこれまでの利用状況の把握に積極的に関わることで制度の信頼性を高める。 (2) 農家直営農園の利用者や農家支援の人材を育成する「はちおうじ農業塾」への講師派遣を継続する。			

※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない

※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

## V 違反転用への適正な対応

### 1 現状及び課題

現 状 (令和3年3月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	732ha	1.42ha
課 題	(1) 日常パトロールの強化 (2) 農家以外の農地所有者に対する農地法遵守の周知による無自覚な違反転用の防止	

※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

### 2 令和3年度の活動計画

活動計画	(1) 令和3年7月及び令和4年1月に発行予定の農業委員会だよりで農地の適正な管理に関する記事を掲載し、周知を図る。 (2) 違反転用に関する通報等に随時対応する。 (3) 令和3年9～10月に実施予定の利用状況調査において違反転用の把握に努める。市街化調整区域内の農地の場合には、東京都の対応方針を踏まえながら原状回復に向けた指導を行う。 (4) 原状回復が困難な農地については、東京都との調整を行い、非農地証明による地目変更を促すなど柔軟な対応に努める。
------	--

※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に行うのか等詳細かつ具体的に記入